

人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 58 条の 2 及び八幡浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 6 条の規定により、令和 3 年度八幡浜市の人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 令和 3 年 4 月 1 日現在の職員数

行政が求められる役割を十全に果たし、適正な行財政運営や質の高いサービスを安定的に提供していくため、業務量に応じた人員配置や人材確保に努め、令和 3 年度は 572 人の職員数でスタートしました。

(2) 採用の状況

現下の厳しい財政状況の中では、職員の適切な年齢構成を考慮しつつ行財政改革をさらに進めていく必要があります。令和 3 年度の新規採用者は 26 名であり、職種別内訳は次のとおりです。また、公的年金の支給開始年齢引上げに伴い雇用と年金の接続を図るとともに、組織活力を維持しつつ職員の能力を十分に活用していくため、平成 26 年度より再任用制度を導入しました。さらに、令和 3 年度から制度改正により、これまで、臨時職員や嘱託職員として任用してきた職員について、新たに会計年度任用職員として採用しています。

令和 3 年度新規採用実績

一般事務	社会福祉士	建築技師	保育士	医師	技師（医療）	看護師	計
9	1	1	4	6	2	3	26

令和 3 年度再任用実績

常時勤務	短時間勤務	計
10	0	10

令和 3 年度会計年度任用職員採用実績（フルタイム）

一般事務補助	専門職	医療職	計
26	82	29	137

(3) 退職の状況

令和 3 年度実績

定年退職	普通退職	計
10（うち、医師 0、技師（医療）1、 看護師 2、准看護師 2、）	26（うち、医師 7、技師（医療）5 助産師 1、看護師 5、准看護師 1）	36

（うち、年度途中退職 一般事務職 2 名、医師 0 名、技師（医療）3、看護師 3 名）

(4) 部局別職員数及び定員適正化の状況

令和 3 年 4 月 1 日現在の職員数は 572 人（前年比-6 人）であり、合併初年度の職員数（746 人）と比較して 174 人減少しています。近年、公共サービスの多様化や効率化が求められており、事務事業の見直しなどによる削減だけでなく、新たな行政需要・新規事業などに対応するため、必要な増員も行っています。

●職員数の推移

区分	H17.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
議会	7	5	5	5	5	5	5
市長部局	356	293	295	294	295	295	295
教育委員会	62	41	37	37	38	38	36
選挙管理委員会	1	兼任(1)	兼任(1)	兼任(1)	兼任(1)	兼任(1)	兼任(1)
監査委員会	3	1	1	1	1	1	1
公平委員会	兼任(1)	兼任(1)	兼任(1)	兼任(1)	兼任(1)	兼任(1)	兼任(1)
農業委員会	5	2	2	2	2	2	2
水道課	13	14	14	14	14	15	15
市立病院	299	212	222	221	223	216	220
合計	746	568	576	574	578	572	574

2 職員の人事評価の状況

平成24年4月から、「実績評価」及び「能力評価」による人材評価制度を試行実施してきたところですが、地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月から目標管理の手法を取り入れた人事評価制度を本格実施し、平成28年12月期から全職員を対象に実績評価を勤勉手当に反映しています。

職員の能力開発・人材育成に役立て、職員の個性と能力を最大限に発揮できるようにするとともに、組織の活性化・効率化を図り、住民サービスの向上につなげていくこととしています。また、課長級以上については、部下からの評価を実施し、管理職の自己啓発と風通しのよい職場づくりを推進します。

令和3年度の評価結果は次のとおりです。

【評価結果】

●市長部局

評価種別	評価期間	A	B	C	D	E
実績評価(上期)	R3.4~R3.9	5.0%	41.8%	51.8%	1.4%	0.0%
実績評価(下期)	R3.10~R4.3	5.3%	49.1%	44.7%	0.9%	0.0%
能力評価	R2.10~R3.9	1.9%	38.5%	58.4%	1.1%	0.0%

●市立病院

評価種別	評価期間	A	B	C	D	E
実績評価(上期)	R3.4~R3.9	2.1%	22.0%	75.9%	0.0%	0.0%
実績評価(下期)	R3.10~R4.3	1.8%	22.9%	75.3%	0.0%	0.0%
能力評価	R2.10~R3.9	2.1%	13.1%	84.8%	0.0%	0.0%

令和2年1月から、評価結果を昇給に反映することとしたため、評価者研修を継続して実施するとともに、評価結果の開示や面談によるフィードバック、苦情相談にも対応し、公正公平な人事評価の実現に努めていきます。また部下からの評価についても継続して実施していきます。

3 職員の給与の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

●一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八幡浜市	43.7 歳	325,100 円	408,901 円	355,739 円
愛媛県	43.3 歳	321,600 円	415,813 円	352,408 円
国	43.0 歳	325,827 円	407,153 円	— 円
類似団体(I-1)	42.3 歳	314,815 円	371,896 円	341,141 円

●技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八幡浜市	51.6 歳	331,500 円	347,630 円	339,670 円
愛媛県	54.8 歳	333,400 円	368,171 円	345,960 円
国	50.9 歳	286,947 円	328,603 円	—
類似団体(I-1)	51.6 歳	314,011 円	338,441 円	326,411 円

●教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
八幡浜市	52.8 歳	393,671 円	435,756 円
愛媛県	45.3 歳	366,400 円	400,556 円
類似団体(I-1)	40.0 歳	294,093 円	326,125 円

注1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3 「平均給与月額（国比較ベース）」とは、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当を除いたもの）で算出したものである。

4 「類似団体」とは、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）により一般市については16類型に分類されており、八幡浜市は「I-1」（人口5万人未満、産業構造Ⅱ次95%未満、Ⅲ次55%以上95%未満）に属する。

●病院事業

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
八幡浜市	医 師	44.3 歳	651,434 円	1,676,771 円
	看護師	39.2 歳	294,459 円	477,863 円
	事務職員	46.1 歳	344,304 円	515,446 円
団体平均	医 師	42.6 歳	580,048 円	1,451,390 円
	看護師	39.8 歳	304,457 円	494,316 円
	事務職員	44.2 歳	348,967 円	549,991 円

(注) 基本給は、給料、扶養手当、地域手当の合算額である。

平均月収額には、期末・勤勉手当・研究手当等を含む。

団体平均とは、政令指定都市を除く市町村の平均値であり、総務省から提供されるものである。

●水道事業（公営企業職）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	49.2 歳	369,230 円	574,336 円
団体平均	44.0 歳	358,069 円	566,170 円

(注) 基本給は、給料、扶養手当、地域手当の合算額である。

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

団体平均とは、政令指定都市を除く市町村の平均値であり、総務省から提供されるものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		八幡浜市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	189,643 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	155,674 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	150,600 円	148,639 円	—
	中学卒	—	132,961 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	273,975 円	349,700 円	371,500 円	385,837 円
	高校卒	—	303,267 円	352,950 円	377,750 円

(4) 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額等	県下 11 市中の順位 (条例上の支給額)	期末手当
給料	市長	855,000 円	9 位 (参考) 八幡浜市と宇和島市が同額で 9 位	令和 3 年度支給割合 3. 25 月分(加算 15%)
	副市長	663,000 円	11 位 (参考) 10 位 : 670,000 円	
	教育長	553,000 円	11 位 (参考) 10 位 : 571,000 円	
報酬	議長	398,000 円	10 位 (参考) 11 位 : 396,000 円	
	副議長	325,000 円	10 位 (参考) 11 位 : 323,000 円	
	議員	299,000 円	10 位 (参考) 11 位 : 297,000 円	

(5) ラスパイレス指数の状況

当市の令和3年4月1日現在のラスパイレス指数は、97.6です。県下11市のうち4番目となっています。県や全国の地方公共団体の状況は下記のとおりです。

八幡浜市	愛媛県	都道府県 平均	指定都市 平均	市平均 (指定都市除く)	町村平均	最高値	最低値
97.6	98.7	99.9	99.7	98.8	96.3	104.4 京都府大山崎町	79.1 沖縄県多良間村

※ラスパイレス指数とは、国家公務員と地方公務員の平均給料月額を学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数のことです。

(6) 制度改正の状況

当市では、職員の給与および各種諸手当等については、人事院勧告に基づき国に準じて所要の改正措置を講じています。令和3年の人事院勧告においては、民間給与実態調査における民間給与との較差が△19円(0.00%)と極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行われませんでした。その一方で、ボーナスについては、前年から続く新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気減速の影響などを背景に、民間企業の水準が公務員を下回ったため、期末手当を0.15月引下げる勧告が行われ、令和3年12月期より改定しました。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分（休憩時間12:00～13:00）、週38時間45分です。病院等の交代制勤務職場に勤務する職員の勤務時間については、週38時間45分を原則として勤務時間の割り振りをしています。

また、令和2年10月から時差出勤制度を導入しました。この制度は、職員の業務能率の一層の向上及びワーク・ライフ・バランスの推進に繋がるものであり、会計年度任用職員を含め、毎月1割程度の職員が利用しています。

(2) 休暇等の状況

- 年次有給休暇 1年につき20日（残日数は20日を限度に翌年度へ繰越）

令和3年1月1日～令和3年12月31日の取得状況（教育委員会・水道・病院を除く）

総付与日数	総取得日数	職員数	平均取得日数	消化率
9,442.0	2,452.5	244	10.1	26.0%

- 病気休暇

令和3年度取得状況

区分	のべ人数
新たに病気休暇（1週間以上）を取得した職員	29
病気休暇の期間が前年から引き続けている職員	2

- 特別休暇

産前産後休暇、忌引、公民権行使、ボランティア休暇、予防接種休暇、結婚休暇、出産に伴う休暇、男性職員の育児参加のための休暇、健康管理休暇、夏季休暇、子の看護休暇、出生サポート休暇、リフレッシュ休暇、新型コロナウイルス感染症に伴う出勤困難休暇等

- 介護休暇（無給）

区分	男性	女性
令和3年度中に取得した職員	0	1

(3) 育児休業の状況

子どもが3歳になるまで取得可能

区分	男性	女性
令和3年度中に新たに育児休業を取得した職員	3	13
育児休業の期間が前年度から引き続けている職員	0	13

(4) 自己啓発等休業の状況

大学等課程の履修のために2年間、国際貢献活動のために3年間を限度に休業することが認められる制度（令和3年度 取得実績なし）

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持するため、職員の意に反して行われる処分のことをいいます。

区分	免職	降任	病気休職	降給
処分者数	0	0	5	0

(2) 懲戒処分等の状況

懲戒処分とは、職員の義務違反に対して任命権者が課する制裁であり、職員の道義的責任を明らかにすることにより地方公共団体の規律と秩序を維持するための処分です。

区分	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0	0	0	0

6 公益通報の状況

公益通報者保護法に基づき、内部職員からの通報に対応する仕組みを整備することで、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上に繋げています。

- ・ 令和3年度 通報件数0件

7 職員の服務の状況

(1) 服務上の義務

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければなりません。職員に対しては、下表のとおり服務上の様々な義務が課されています。

区 分	備 考
法令等及び職務命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当たって法令、条例等に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはいけません。

職務専念義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党結成への関与禁止等政治的行為が制限されています。
争議行為の禁止	職員の争議行為は禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事できません。

(2) 職務専念義務の免除

職務専念義務については、法律又は条令に規定がある場合に免除されることになっています。消防団員として活動する場合、中学校等のスポーツ大会へ審判員等として参加する場合、人間ドック利用の場合、地方祭へ参加する場合等に職務専念義務を免除しています。

(3) 営利企業等の従事許可

職員は全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いては、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。次の各号のいずれかに該当する場合を除くほかは、営利企業等の従事許可を出すことができます。

なお、令和3年度より、みかん農家の高齢化・担い手不足等による収穫期の労働力確保の観点から「職員のみかん農家等への副業」を認めています。

- | |
|---|
| <p>(ア)職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(イ)企業、事業又は事務が職務又は勤務する機関と密接な関係にあつて特別な利害関係を生ずるおそれがある場合</p> <p>(ウ)企業、事業又は事務の性質上これに従事することが公務員として適当でないと認められる場合</p> |
|---|

令和3年度の許可件数は32件（うちみかん農家等への副業は25件）です。

8 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況

① 集合研修

(ア) 階層別研修

研修月日	研修内容	場所	受講者
9月13日・14日	9月議会一般質問傍聴（新採職員）	八幡浜庁舎	11名
12月6日	メンタルヘルス研修（主任保育士等）	八幡浜庁舎	11名

(イ) 専門研修

研修月日	研修内容	場所	受講者
11月22日	メンタルヘルス研修（一般職員）	八幡浜庁舎	171名

②派遣研修

愛媛県研修所

研修月日	研修内容	場所	受講者	
10月5～8日他	階層別研修	第89～91期係長級研修 ※一部Web研修	6名 (うちWeb1名)	
10月14日		部長・次長級セミナー	1名	
10月28日・29日		市町課長級研修	1名	
12月7～10日他		第42～45期中堅職員研修 ※一部Web研修	5名 (うちWeb3名)	
7月19日・20日	ステージアップ研修	地方自治法講座	4名	
9月21日・22日		民法講座 ※Web研修	7名	
9月27日・28日		アサーティブコミュニケーション講座 ※Web研修	3名	
10月4日・5日		レジリエンス向上講座 ※Web研修	1名	
10月18日・19日		法制執務講座	1名	
12月13日・14日		文章力基礎講座	1名	
1月13日・14日		問題発見・解決能力向上講座 ※Web研修	1名	
10月14日・15日		専門研修	財政運営実務講座 ※Web研修	1名
2月14日・15日			危機管理講座（地震災害対策）	1名

③その他研修

研修月日	研修内容	場所	受講者
8月～10月（12日間）	社会基盤メンテナンス エキスパート養成講座	愛媛大学	1名
9月～2月（10日間）	愛媛大学地域創生 イノベーター育成プログラム	愛媛大学他（Web研修含む）	2名

10月～11月（4日間）	社会福祉主事資格認定 通信課程	Web研修	4名
10月11日～13日	四国地方整備局道路構造物 管理実務者研修	Web研修	1名
11月5日	女性幹部職員交流研修会	愛媛県庁（第2別館）	2名
11月5日	不当要求防止責任者講習	八幡浜市役所 保内庁舎	23名
11月5日	事務補助職員研修会	南予地方局八幡浜支局	2名
11月24日・25日・29日	安全運転技能講習	八幡浜教習所	21名
12月2日・3日	家屋評価実務研修	東京都渋谷区（日本経営協会）	1名
年間	JC職員派遣研修	八幡浜商工会議所他	1名

9 人事交流、派遣等の状況

職員の資質向上等のため、県との人事交流や他団体及び被災地への職員派遣を行っています。

令和3年度派遣先	人数
愛媛県（相互交流）	2名
愛媛県（実務研修）	1名
愛媛県後期高齢者医療広域連合会（派遣）	1名
四国地方整備局（割愛交流）	1名
大分県臼杵市（相互交流）	1名

10 職員の福祉の状況

（1）福利厚生状況

当市では、独自の職員互助組織（温交会・院友会）を設置しています。令和3年度は、職員負担の会費、市からの交付金等によって、人間ドック受診補助等を行いました。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、親睦事業等の規模は縮小して事業を実施しています。そのため、令和3年度における各職員互助組織に対する市からの交付金を大幅に減額し、その額は次のとおりとなっています。（温交会：2,355千円、院友会 0千円）

その他、地方公務員等共済組合法に基づく愛媛県市町村職員共済組合の各種事業（短期給付、長期給付、福祉事業等）及び愛媛県市町村職員互助会等の各種事業（給付事業、厚生事業等）の適用を受けています。愛媛県市町村職員互助会への公費負担額は、市長部局分2,846千円、市立病院分1,582千円となっています。（公費負担率50%）

また、労働安全衛生法の規定に基づく健康診断を実施しています。令和 3 年度の実績は下表のとおりです。

区 分	受診者数 (病院を含む)
人間ドック	371 人
健康診断	574 人

※会計年度任用職員含む

(2) 公務災害補償の概要

公務上又は通勤途上の災害により、負傷又は死亡した場合は、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。令和 3 年度中に公務災害等に認定された件数は下表のとおりです。

区 分	傷病	死亡
公務災害	3 件	0 件
通勤災害	0 件	0 件

1 1 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

年度当初係属件数	年度中要求件数
0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

年度当初係属件数	年度中要求件数
0 件	0 件